

令和3年度の改定について：居宅介護支援

1 基本報酬の見直し

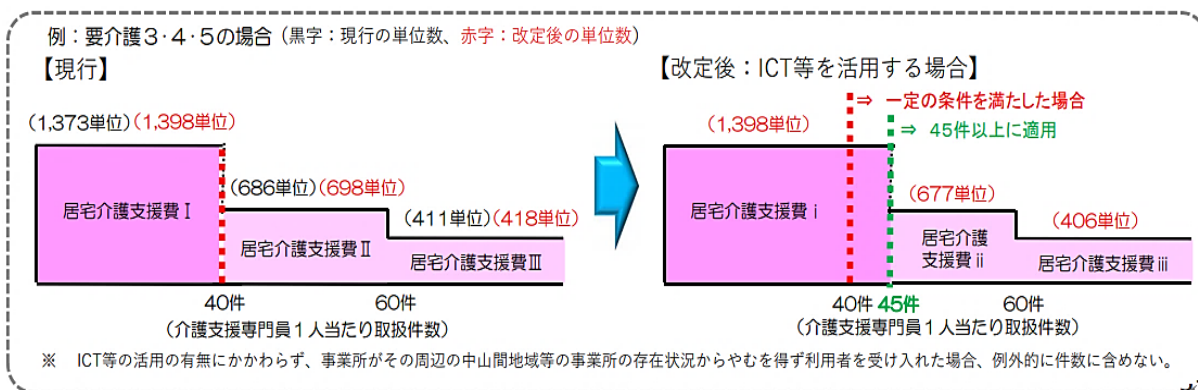
居宅介護支援費の単位数は、次のとおり変更された。

(1-①) 居宅介護支援費（Ⅰ）：居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所（単位／月）

	対象の要介護度	現 行	改定後
居宅介護支援費 i	ケアマネ1人当たり件数40未満。40以上の場合で40未満の部分。		
	要介護1、要介護2	1,057	1,076
	要介護3、要介護4、要介護5	1,373	1,398
居宅介護支援費 ii	ケアマネ1人当たり件数40以上の場合で、40以上60未満の部分		
	要介護1、要介護2	529	539
	要介護3、要介護4、要介護5	686	698
居宅介護支援費 iii	ケアマネ1人当たり件数40以上の場合で、60以上の部分		
	要介護1、要介護2	317	323
	要介護3、要介護4、要介護5	411	418

2 通減性の見直し

(1) 介護支援専門員1人当たり取扱件数が40件以上の場合40件目から、60件以上の場合60件目から評価が低くなる（40件未満は居宅介護支援費（Ⅰ）、40件以上60件未満の部分は（Ⅱ）、60件以上の場合は（Ⅲ）を適用。）通減制において、一定のICT（AIを含む）の活用や事務職員の配置をしている事業者は、通減制の適用（居宅介護支援費（Ⅱ）の適用）を45件以上の部分からに見直す。併せて、通減率（居宅介護支援（Ⅱ）（Ⅲ）の単位数）にメリハリをつけた設定とする。【告示改正】



(1-②) 居宅介護支援費（Ⅱ）【新区分】：一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所

居宅介護支援費 i	ケアマネ1人当たり件数45未満。45以上の場合で45未満の部分。		
	要介護1、要介護2	—	1,076
	要介護3、要介護4、要介護5	—	1,398
居宅介護支援費 ii	ケアマネ1人当たり件数45以上の場合で、45以上60未満の部分		
	要介護1、要介護2	—	522
	要介護3、要介護4、要介護5	—	677
居宅介護支援費 iii	ケアマネ1人当たり件数45以上の場合で、60以上の部分		
	要介護1、要介護2	—	313
	要介護3、要介護4、要介護5	—	406

3 看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実

看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させるため、ターミナルケアマネジメント加算の算定要件に、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省）」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】

《参考》「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000197721.pdf>

4 退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進

退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図るため、退院・退所時のカンファレンスの際に、退院・退所後に福祉用具貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等の参画することを明確化する。【通知改正】

<単位数：変更なし>

	(Ⅰ)イ 450単位	(Ⅰ)ロ 600単位	(Ⅱ)イ 600単位	(Ⅱ)ロ 750単位	(Ⅲ) 900単位
関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数	1回 (カンファレンス以外の方法により実施)	1回 (カンファレンスにより実施)	2回以上 (カンファレンス以外の方法により実施)	2回 (うち1回以上はカンファレンスを実施)	2回以上 (うち1回以上はカンファレンスを実施)

<算定要件等>

退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するものとする。

5 質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）

(1) 中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントの一層の推進を図る観点から、特定事業所加算について、以下の見直しを行う【告示改正】

ア 必要に応じて、多様な主体により提供される生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成を要件として求める。

イ 小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現するよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価する特定事業所加算（A）を創設する。

ウ 特定事業所加算（Ⅳ）は、加算（Ⅰ～Ⅲ）と異なり、病院との連携や看取りへの対応状況を要件とするものであるため、特定事業所加算から切り離し特定事業所医療介護連携加算とする。

<単位数>

(単位/月)

	現 行	改定後
特定事業所加算（Ⅰ）	500	505
特定事業所加算（Ⅱ）	400	407
特定事業所加算（Ⅲ）	300	309
特定事業所加算（A）	—	100 (新設)

現 行 (単位/月)	⇒	改定後
特定事業所加算(Ⅳ) 125単位/月		特定事業所医療介護連携加算：125単位/月

<算定要件>

《特定事業所加算(Ⅰ)》下記の①, ③, ⑤～⑮を満たすこと

《特定事業所加算(Ⅱ)》下記の②, ③, ⑤, ⑥, ⑧～⑮を満たすこと

《特定事業所加算(Ⅲ)》下記の②, ④～⑥, ⑧～⑮を満たすこと

《特定事業所加算(A)》下記の②, ④(常勤1名以上, 非常勤1名以上(他事業所兼務可) ⑤, ⑧～⑮(⑥・⑧・⑬・⑭は連携で可) を満たすこと

- ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置(2名以上)
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置(1名以上)
- ③ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置(3名以上)
- ④ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置(2名以上)
- ⑤ 利用者に関する情報・サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした「会議(電話装置等を活用しても可能)」を「定期的(おおむね週1回以上)」に開催
- ⑥ 24時間連絡体制(常時担当ケアマネジャーが携帯電話等により連絡を取ることができ、事業所のケアマネジャーが輪番制による体制も可能)を確保、かつ、必要に応じ利用者等の相談に対応する体制を確保する。
- ⑦ 算定日が属する月の利用者総数のうち、要介護状態区分が要介護3～5である者の占める割合が100分の40以上である
- ⑧ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、「計画的に研修を実施していること(毎年度少なくとも次年度が始まるまでには計画を定める必要がある)」
- ⑨ 地域包括支援センターから支援の困難事例を紹介された場合においても、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れること
- ⑩ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
- ⑪ 居宅介護支援費に係る運営基準減算・特定事業所集中減算の適用を受けていない
- ⑫ 指定居宅介護支援事業所において要介護の利用者数が、介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満)である
- ⑬ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に「協力または協力体制(横浜市では、実習等の受入が行われていることに限りません。しかし、神奈川県介護支援専門員実務研修実習受入れ事業所説明会の出席している、または次回以降出席の意向があることを確認しています)」を確保していること
- ⑭ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を自ら率先して実施すること(毎年度少なくとも次年度が始まるまでには計画を定める必要がある)
- ⑮ 必要に応じて、多様な主体により提供される生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

《特定事業所医療介護連携加算》：日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であること。具体的な運用方針は、現行の特定事業所加算(Ⅳ)と同様

- ① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上
- ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定
- ③ 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること

(2) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、従前の説明に加え、以下の文書を交付し説明を行うこと。これをしていない場合は、運営基準減算となる。また、介護サービス情報公表制度での公表を求める。【省令改正】

- ① 前6か月間（前期（3月1日から8月末日）、後期（9月1日から2月末））に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者で提供されたものの割合

6 医療機関との情報連携の強化

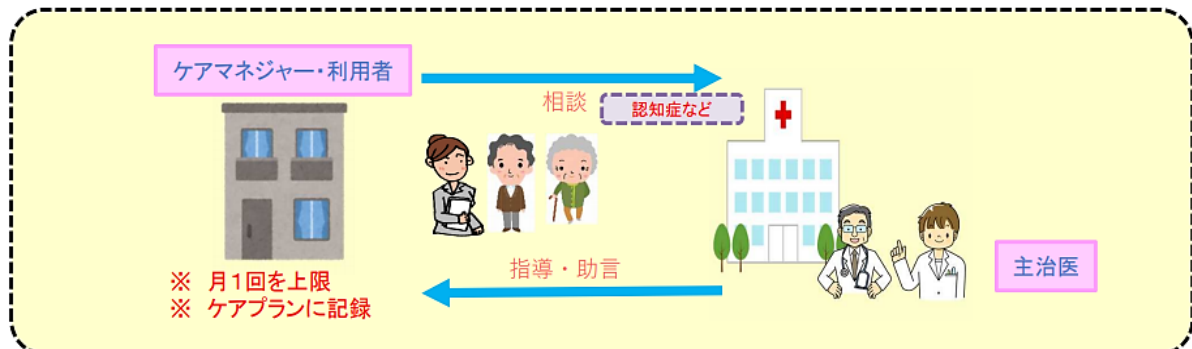
利用者が医療機関で医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携し、当該情報を踏まえケアマネジメントを行うことを評価する加算を創設【告示改正】

<単位数>

現 行	⇒	改定後	
な し		通院時情報連携加算	50単位/日（新設）

<算定要件等>

- ① 利用者1人につき、1月に1回の算定を限度
- ② 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）等に記録した場合



7 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

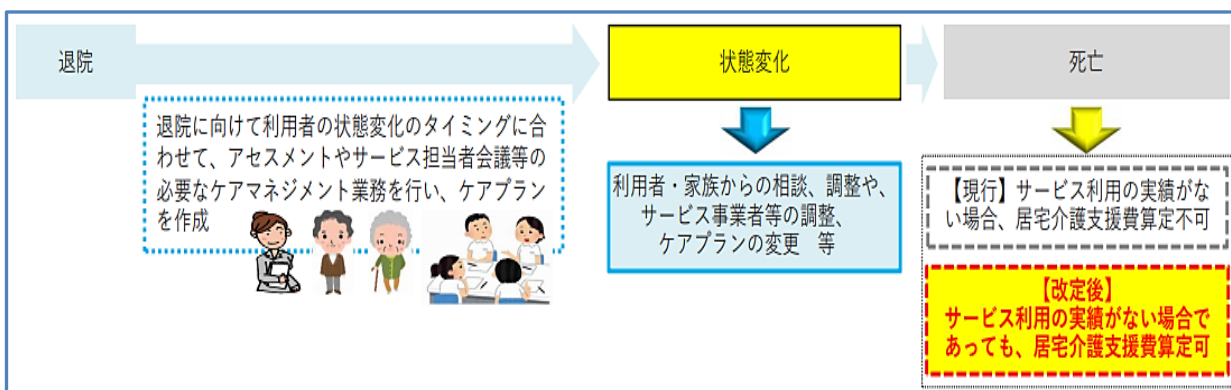
病院等を退院又は退所する者であって、医師が回復の見込みがないと診断した利用者について、退院後の居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者に必要なケアマネジメント業務（サービス利用票の作成等）を行ったものの、利用者の死亡により利用実績のない場合においても居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする。【通知改正】

<単位数等>

現行	⇒	改定後
サービス利用の実績がない場合は請求不可		居宅介護支援費の算定可

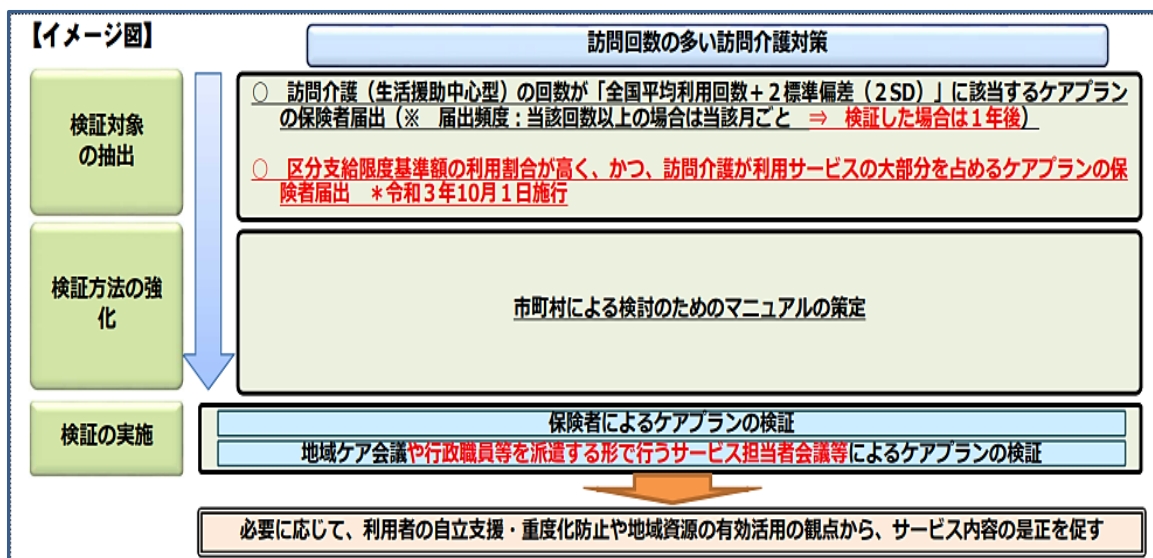
<算定要件等>

- ① モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の（原案の）作成など、請求に必要な書類の整備を行っていること
- ② 居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理すること



8 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

- (1) 生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、届出のあったケアプランの検証や届出頻度を次のとおり見直す。【通知改正】
 - ① 検証の仕方について、地域ケア会議だけでなく、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする
 - ② 届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後でよいものとする
- (2) 区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。【省令改正】※周知期間の確保等のため、10月から施行する。



9 サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランに関し、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合には、併設事業所の特定を行い、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行う。

また、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や、利用者のケアプランの確認などを行うことにより、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているか等も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導徹底を図る。

※ 「事業所単位で抽出するなどの点検・検証」は、令和3年10月から施行する。

10 居宅介護支援における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化のため、算定実績を踏まえて廃止する。

<単位数>

現 行		⇒	改定後
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月		
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月		
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月		

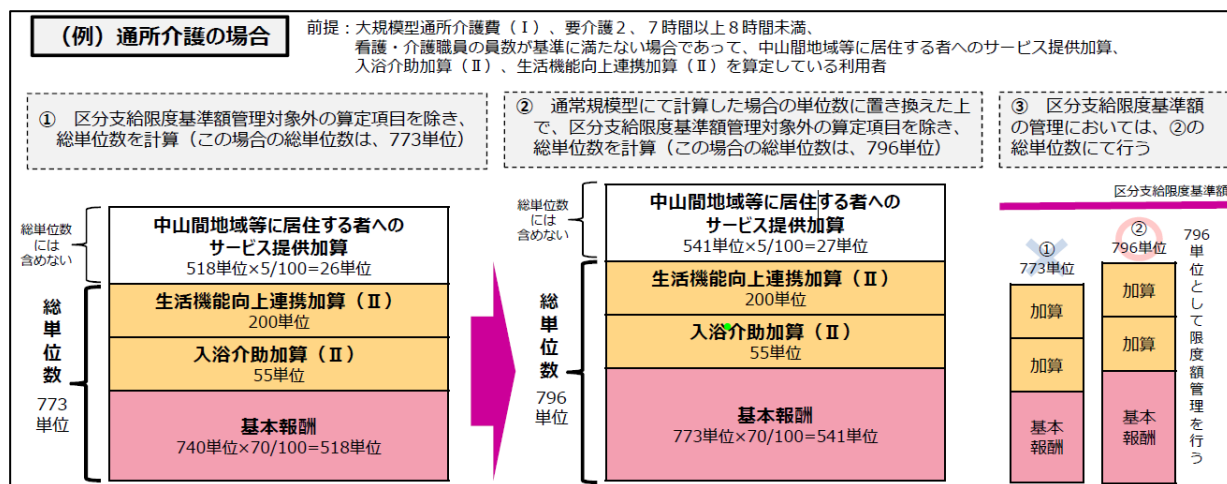
11 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

<同一建物減算等>

同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理は、減算の適用前(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)の単位数を用いる。【告示改正】

<規模別の基本報酬>

大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理は、通常規模型の単位数を用いることとする。【告示改正】



※介護保険最新情報Vol. 947「通所介護等の区分支給限度基準額に係る給付管理の取扱いについて」を参照

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 全サービス共通事項

Vol	問	題目	問	答
1	1	人員配置基準における両立支援	問1 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」かについてどのように判断するのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。 <p><常勤の計算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30 時間以上の勤務で、常勤扱いとする。 <p><常勤換算の計算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う。 <p>※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問2は削除する。</p> <p><同等の資質を有する者の特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。 ・ なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。
3	2	指定基準の記録の整備の規定について	問2 指定基準の記録の整備の規定における「その完結の日」の解釈が示されたが、指定権者が独自に規定を定めている場合の取扱い如何。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定権者においては、原則、今回お示した解釈に基づいて規定を定めていただきたい。 ・ なお、指定権者が独自に規定を定めている場合は、当該規定に従っていれば、指定基準違反になるものではない。
7	1	運営規程について	問1 令和3年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについて運営規程においてはどのように扱うのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法施行規則に基づき運営規程については、変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることとされているが、今般介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることまで求めるものではないこと。 ・ 一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。
7	2	令和3年9月30日までの上乗せ分について	問2 令和3年9月30日までの上乗せ分については、どのように算定するのか。	<p>(答)</p> <p>令和3年9月30日までの間は、各サービスの月の基本報酬に、0.1%上乗せすることとしているが、請求に当たっては、上乗せ分のコードをあわせて入力することが必要であり、行われなかった場合返戻となることから、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」（令和3年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）「Ⅲ-資料3_介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載方法を参考に対応されたい。</p>

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 居宅介護支援

Vol	問	題目	問	答
3	112	契約時の説明について	<p>問112 今回の改定により、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明することを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、令和3年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。</p>	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。 ・なお、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、当該事業所が、令和3年4月中に新たに契約を結ぶ利用者等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない。 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条第2号 <p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知：第2の3（2） <p>基準第4条は、基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものである。利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて行われるものであり、居宅サービス計画は基準第1条の2の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。</p> <p>また、基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この②において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。</p> <p>なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。</p> <p>また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。</p> <p>① 前期（3月1日から8月末日） ② 後期（9月1日から2月末日）</p> <p>なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。</p> <p>また、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。基準第4条第3項は、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。</p>

Vol	問	題目	問	答																																												
3	1	-	<p>問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行う必要があるのか。</p>	<p>(答)</p> <p>・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。</p> <p>・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。</p> <p>・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。</p>																																												
3	111	契約時の説明について	<p>問111 今回の改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）の説明を行うことと定められたが、具体的な説明方法として、どのような方法が考えられるか。</p>	<p>(答)</p> <p>・例えば、以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。</p> <p>・なお、「同一事業者によって提供されたものの割合」については、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち（※同一事業所が同一利用者に複数回提供してもカウントは1）、同一事業所によって提供されたものの割合であるが、その割合の算出に係る小数点以下の端数処理については、切り捨てても差し支えない。</p> <p>＜例＞ ※重要事項説明書 第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。</p> <p>※別紙</p> <table border="1" data-bbox="802 875 1457 1182"> <tr> <td colspan="4">別紙</td> </tr> <tr> <td colspan="4">① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合</td> </tr> <tr> <td>訪問介護</td> <td>●%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所介護</td> <td>●%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域密着型通所介護</td> <td>●%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉用具貸与</td> <td>●%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合</td> </tr> <tr> <td>訪問介護</td> <td>○事業所 ●%</td> <td>□事業所 ●%</td> <td>△事業所 ●%</td> </tr> <tr> <td>通所介護</td> <td>△事業所 ●%</td> <td>×事業所 ●%</td> <td>○事業所 ●%</td> </tr> <tr> <td>地域密着型通所介護</td> <td>□事業所 ●%</td> <td>△事業所 ●%</td> <td>×事業所 ●%</td> </tr> <tr> <td>福祉用具貸与</td> <td>×事業所 ●%</td> <td>○事業所 ●%</td> <td>□事業所 ●%</td> </tr> </table>	別紙				① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合				訪問介護	●%			通所介護	●%			地域密着型通所介護	●%			福祉用具貸与	●%			② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合				訪問介護	○事業所 ●%	□事業所 ●%	△事業所 ●%	通所介護	△事業所 ●%	×事業所 ●%	○事業所 ●%	地域密着型通所介護	□事業所 ●%	△事業所 ●%	×事業所 ●%	福祉用具貸与	×事業所 ●%	○事業所 ●%	□事業所 ●%
別紙																																																
① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合																																																
訪問介護	●%																																															
通所介護	●%																																															
地域密着型通所介護	●%																																															
福祉用具貸与	●%																																															
② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合																																																
訪問介護	○事業所 ●%	□事業所 ●%	△事業所 ●%																																													
通所介護	△事業所 ●%	×事業所 ●%	○事業所 ●%																																													
地域密着型通所介護	□事業所 ●%	△事業所 ●%	×事業所 ●%																																													
福祉用具貸与	×事業所 ●%	○事業所 ●%	□事業所 ●%																																													
3	113	特定事業所加算	<p>問113 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(A)において新たに要件とされた、「必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること」については、必要性を検討した結果、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスを位置付けたケアプランが事業所の全てのケアプランのうち1件もない場合についても算定できるのか</p>	<p>(答)</p> <p>算定できる。なお、検討の結果位置付けなかった場合、当該理由を説明できるようにしておくこと。</p>																																												
3	114	特定事業所加算	<p>問114 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(A)において新たに要件とされた、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは具体的にどのようなサービスを指すのか。</p>	<p>(答)</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）3(7)④を参照されたい。</p> <p>＜参考＞ ・通知：第2の3(7)④ 居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。なお、介護支援専門員は、当該日常生活全般を支援する上で、利用者の希望や課題分析の結果を踏まえ、地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが望ましい。</p>																																												

Vol	問	題目	問	答
3	115	居宅介護支援費(Ⅱ)の要件	問115 情報通信機器の活用について、「情報通信機器」を具体的に示されたい。	<p>(答)</p> <p>・ 情報通信機器については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第3の7の「(2) 情報通信機器（人工知能関連技術を含む）の活用」において、情報通信機器（人工知能関連技術を含む）については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資するものとするが、具体的には、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン ・ 訪問記録を随時記載できる機能（音声入力可）のソフトウェアを組み込んだタブレット等とする。 <p>この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>としているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、例えば、以下の目的や機能を有していることを想定しているが、情報通信機器等を活用する場合については、その体制に係る届出書を提出することとしているため、これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。 <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者に係る情報共有を即時、かつ、同時に可能とする機能や関係者との日程調整の機能を有しているもの。 ○ ケアプラン等の情報をいつでも記録、閲覧できる機能を有しているもの。
3	116	居宅介護支援費(Ⅱ)の要件	問116 情報通信機器（人工知能関連技術を含む）の活用や事務職員の配置にあたっての当該事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等について具体例を示されたい。	<p>(答)</p> <p>基準第13条に掲げる一連の業務等については、基準第13条で定める介護支援専門員が行う直接的なケアマネジメント業務の他に、例えば、以下のような間接的なケアマネジメント業務も対象とする。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護認定調査関連書類関連業務 ・ 書類の受領、打ち込み、複写、ファイリングなど ○ ケアプラン作成関連業務 ・ 関連書類の打ち込み、複写、ファイリングなど ○ 給付管理関連業務 ・ 関連書類の打ち込み、複写、ファイリングなど ○ 利用者や家族との連絡調整に関する業務 ○ 事業所との連絡調整、書類発送等業務 ○ 保険者との連絡調整、手続きに関する業務 ○ 給与計算に関する業務 等
3	117	居宅介護支援費(Ⅱ)の要件	問117 事務職員の配置について、当該事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員については、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、認められる場合について具体例を示されたい。	<p>(答)</p> <p>具体例として、次のような場合に算定できる。これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。</p> <p><例></p> <p>※ 当該事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資することが前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人内に総務部門の部署があり、事務職員を配置 ・ 併設の訪問介護事業所に事務職員を配置 等
3	118	通院時情報連携加算	問118 通院時情報連携加算の「医師等と連携を行うこと」の連携の内容、必要性や方法について、具体的に示されたい。	<p>(答)</p> <p>・ 通院時に係る情報連携を促す観点から、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第3の「15 通院時情報連携加算」において、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、連携にあたっては、利用者と同席する旨や、同席が診療の遂行に支障がないかどうかを事前に医療機関に確認しておくこと。
3	119	居宅介護支援費の請求方法について	問119 病院等から退院・退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合の請求方法について具体的に示されたい。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初、ケアプランで予定されていたサービス事業所名、サービス種類名を記載し、給付計画単位数を0単位とした給付管理票及び居宅介護支援介護給付費明細書を併せて提出することにより請求する。 ・ また、当該請求方法は新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）（令和2年5月25日事務連絡）の問5（臨時的取扱いという。以下同じ。）に基づいて請求する場合も同様の取扱いとする。 ・ なお、当該臨時的取扱いについては介護予防支援費も同様の取扱いとする。

Vol	問	題目	問	答
3	120	退院・退所加算	<p>問120 カンファレンスに参加した場合は、「利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること」としているが、具体例を示されたい。</p>	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体例として、次のような文書を想定しているが、これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。 ・ なお、カンファレンスに参加した場合の記録については、居宅介護支援経過（第5表）の他にサービス担当者会議の要点（第4表）の活用も可能である。 <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カンファレンスに係る会議の概要、開催概要、連携記録 等